

令和7年12月定例会議

建設水道常任委員会資料

- 1 議案第 117 号
福島市公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び上水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、上下水道局所管分 P2～
- 2 議案第 118 号
福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件 P29～
- 3 議案第 109 号
令和7年度福島市一般会計補正予算(第4号) P33～
- 4 議案第 110 号
令和7年度福島市水道事業会計補正予算(第2号) P35

上下水道局

【条例関係 その①】

1 議案第 117 号 福島市公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る地方公営企業法の規定の全部の適用及び上水道事業との組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、
上下水道局所管分

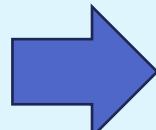
効率的な運営により経営基盤を強化し、サービスを安定して提供するとともに、大規模な自然災害に備えて、上下水道施設の老朽化対策や防災対策等を一体的に迅速かつ着実に推進するため、令和8年度より上下水道局のすべての事業を公営企業化することから、関係条例の改廃を行う。

【主な改正内容】

(改正前)

①上下水道局（公営企業）
■上水道事業

②上下水道局（市長部局）
■公共下水道事業
■農業集落排水事業



(改正後)

上下水道局（公営企業）
■上水道事業
■公共下水道事業
■農業集落排水事業

【条例関係 その①】

【上下水道局所管条例】

(1) 改正 7件

「福島市水道事業の設置等に関する条例」

「福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」

「福島市上下水道局企業職員の職務の宣誓に関する条例」

「福島市農業集落排水事業分担金条例」

「福島市農業集落排水処理施設条例」

「福島市下水道条例」

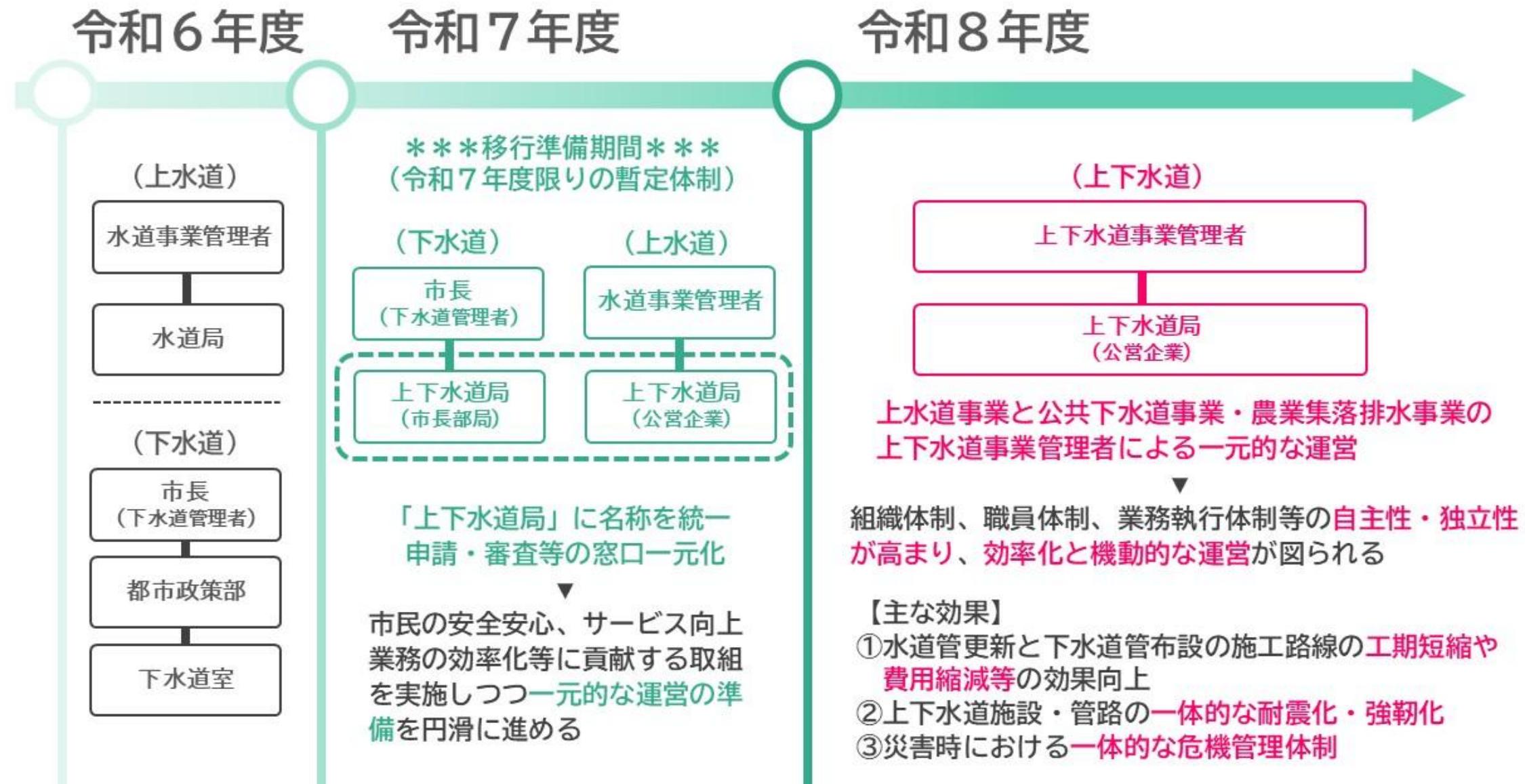
「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」

(2) 廃止 1件

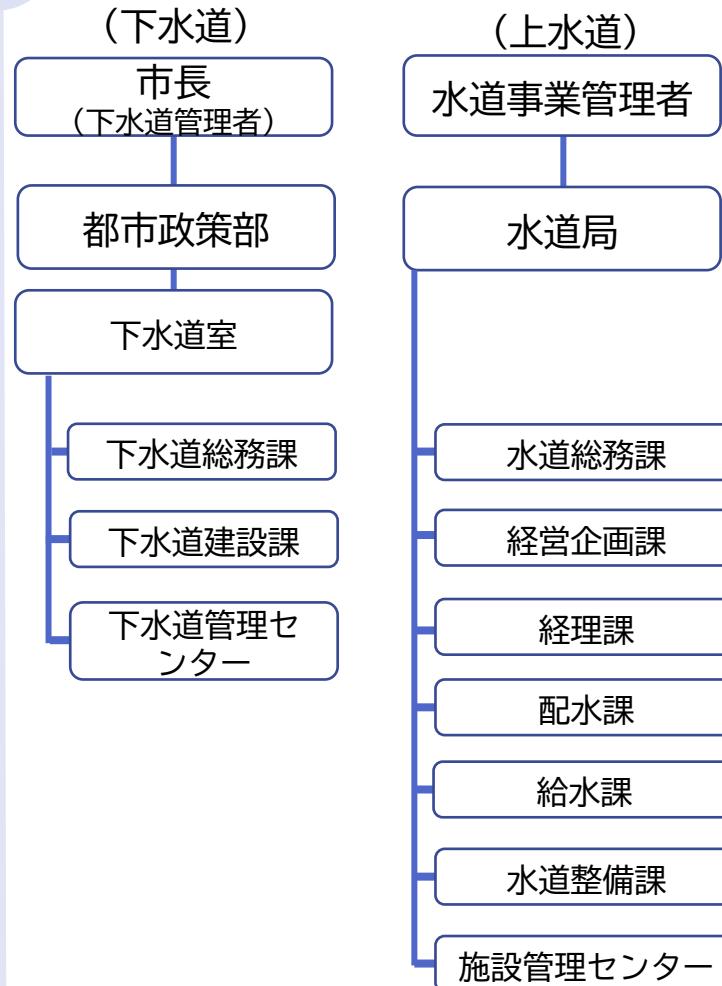
「福島市下水道等事業の設置等に関する条例」

【条例施行予定日】 令和8年4月1日

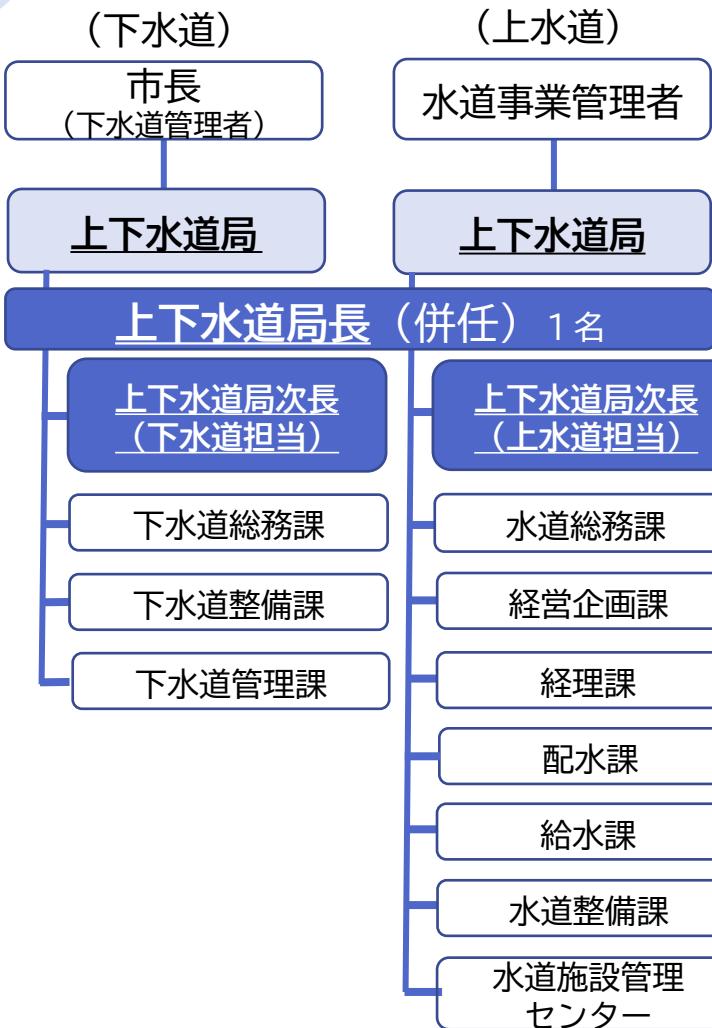
上下水道局の運営のイメージとポイント



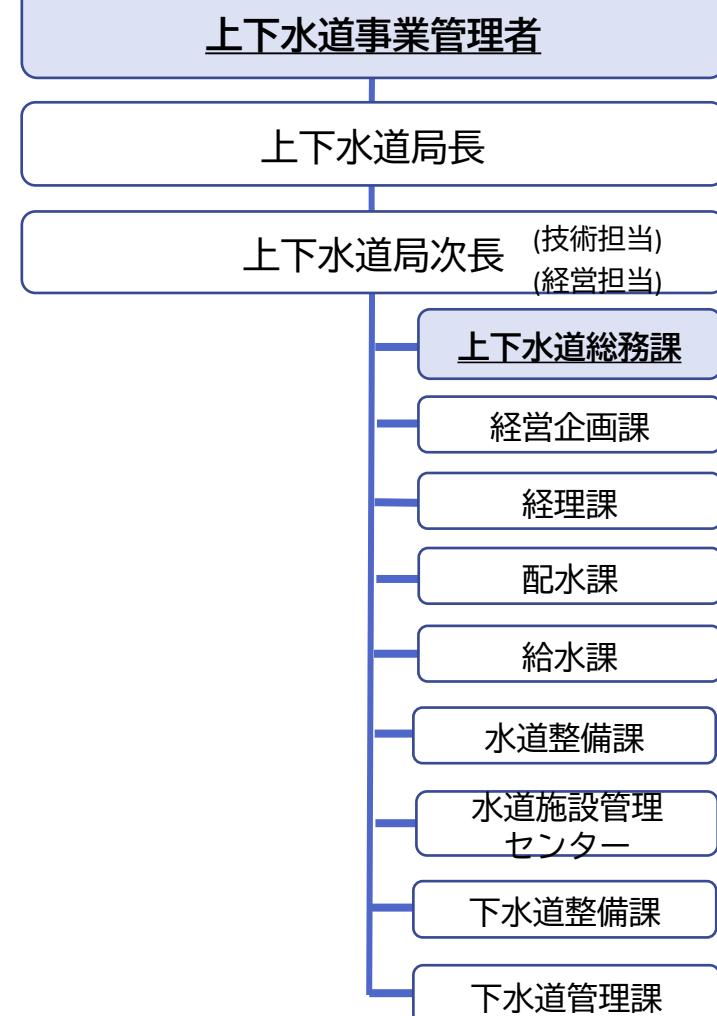
～令和6年度



令和7年度



令和8年度(予定)



【新旧対照表】

○福島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>福島市上下水道事業の設置等に関する条例</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(事業の設置)</u></p> <p>第2条 生活用水その他の净水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用区域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を設置する。</p> <p><u>(法の適用)</u></p> <p>第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p><u>(経営の基本)</u></p> <p>第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 公共下水道事業の名称、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 農業集落排水事業の名称、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理能力は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>福島市水道事業の設置等に関する条例</p> <p><u>(水道事業の設置)</u></p> <p>第1条 生活用水その他の净水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p><u>(経営の基本)</u></p> <p>第2条 水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 納水区域、納水人口及び1日最大給水量は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p> <p><u>(管理者の設置)</u></p> <p>第4条 法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業に管理者1人を置く。</p>

改正後	改正前
<p><u>(組織)</u></p> <p>第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて管理者1人を置く。</p>	<p><u>(特別会計の設定)</u></p> <p>第5条 法第17条及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の4の規定に基づき、水道事業に一の特別会計を設ける。</p>
<p>2 前項の管理者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とする。</p> <p>3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p>	
<p><u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p>第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p>	<p><u>(重要な資産の取得及び処分)</u></p> <p>第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p>
<p><u>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</u></p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円を超える場合とする。</p>	<p><u>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</u></p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円を超える場合とする。</p>
<p><u>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</u></p> <p>第8条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。</p>	<p><u>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</u></p> <p>第8条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるものとする。</p>
<p><u>(業務状況説明書類の提出)</u></p> <p>第9条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）を毎年4月、8月、12月に公表できるように市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>(業務状況説明書類の提出)</u></p> <p>第9条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、業務状況の説明書を毎年4月、8月、12月に公表できるように市長に提出しなければならない。</p>

改正後

- 2 前項の規定により業務状況説明書類を提出する場合においては、次の各号に掲げる月に公表する業務状況説明書類に当該各号に定める事項を記載するものとする。
- (1) 4月 初期予算の状況
 - (2) 8月 前年度決算の状況
 - (3) 12月 10月末日までの予算の執行状況
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、特定の事項に関する業務状況説明書類を提出することができる。
- 4 管理者は、天災その他避けることのできない事故により第1項に規定する期間内に業務状況説明書類を提出することができないときは、当該事故がやんだ後速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1（第4条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
福島市上水道事業	福島市水道条例（昭和55年条例第35号）第2条に定める区域	282,000人	99,000立方メートル

別表第2（第4条関係）

名称	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
福島市公共下水道事業	6,295ヘクタール	220,400人	1,400立方メートル

別表第3（第4条関係）

名称	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
福島市農業集落排水事業	311.8ヘクタール	3,640人	1,201.2立方メートル

改正前

- 2 前項の規定により各月に提出する事項は、次の各号のとおりとする。
- (1) 4月に提出する事項 初期予算の状況
 - (2) 8月に提出する事項 前年度決算の状況
 - (3) 12月に提出する事項 10月末日までの予算の執行状況
- 3 管理者は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事項について臨時に提出することができる。
- 4 管理者は、天災その他避けることのできない事故により第1項に規定する期間内に提出することができないときは、事故のやんだ後速やかに提出しなければならない。

別表（第2条関係）

区分	給水区域	給水人口	1日最大給水量
名称	福島市水道条例第2条に定める区域	274,300人	102,100立方メートル

【新旧対照表】

○福島市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条の6の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（公舎その他上下水道事業管理者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、上下水道事業管理者が別に定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして上下水道事業管理者が別に定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条の6の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（公舎その他任命権者が別に定める住宅を除く。）を借り受け、任命権者が別に定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定めるもの</p>
<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して上下水道事業管理者が別に定める地域に在勤する職員に支給する。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して水道事業管理者が別に定める地域に在勤する職員に支給する。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の上下水道事業管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規程で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規程で定めるものについても、同様とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の上下水道事業管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規程で定めるものについても、同様とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規程で定めるものについても、同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の6 新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下これらを「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の<u>上下水道事業管理者</u>が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して<u>上下水道事業管理者</u>が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して<u>上下水道事業管理者</u>が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして上下水道事業管理者が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の6 新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下これらを「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の<u>任命権者</u>が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して<u>任命権者</u>が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して<u>任命権者</u>が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>上下水道事業管理者</u>は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 在職期間中に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、<u>上下水道事業管理者</u>が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして<u>上下水道事業管理者</u>が定めるものをいう。）にあつては、6月以上）で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い退職手当として支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>水道事業管理者</u>は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 在職期間中に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、<u>水道事業管理者</u>が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして<u>水道事業管理者</u>が定めるものをいう。）にあつては、6月以上）で退職した職員が退職の日の翌日から起算して1年内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い退職手当として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき<u>上下水道事業管理者</u>の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が福島市職員の修学部分休業に関する条例（令和5年条例第1号）第2条第2項で定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高年齢職員部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（福島市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び<u>上下水道事業管理者</u>が指定する手当の額を減額した給与を支給する。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第15条 職員が休職にされたときは、<u>上下水道事業管理者</u>が定めるところにより給与を支給することができる。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき<u>任命権者</u>の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料を減額した給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が福島市職員の修学部分休業に関する条例（令和5年条例第1号）第2条第2項で定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高年齢職員部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（福島市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、勤務1時間当たりの給料及び<u>水道事業管理者</u>が指定する手当の額を減額した給与を支給する。</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第15条 職員が休職にされたときは、<u>任命権者</u>が定めるところにより給与を支給することができる。</p>

【新旧対照表】

○福島市上下水道局企業職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条<u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、福島市上下水道局企業職員（<u>上下水道事業管理者を含む。</u>以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条及び<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項</u>の規定に基づき、福島市上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。</p>

【新旧対照表】

○福島市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
(分担金の額)	(分担金の額)
第4条 分担金の額は、事業採択時の事業費に標準建設期間の自然増を加えたものを基本とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれの割合で乗じた額の合計額を当該事業受益者の総数で除した額をもって定額とする。	第4条 分担金の額は、事業採択時の事業費に標準建設期間の自然増を加えたものを基本とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれの割合で乗じた額の合計額を当該事業受益者の総数で除した額をもって定額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>管渠(きょ)施設</u> に係る経費 100分の6.76	(2) <u>管渠施設</u> に係る経費 100分の6.76
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(分担金の徴収方法)	(分担金の徴収方法)
第5条 <u>上下水道事業管理者</u> （以下「管理者」という。）は、前条第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。	第5条 <u>市長</u> は、前条第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(分担金の減免等)	(分担金の減免等)
第6条 <u>管理者</u> は、災害その他特別の理由により特に必要であると認めるときは、受益者に対し分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。	第6条 <u>市長</u> は、災害その他特別の理由により特に必要であると認めるときは、受益者に対し分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。
(受益者の変更に伴う取扱い)	(受益者の変更に伴う取扱い)
第7条 受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を <u>管理者</u> に届け出たときは、新たに受益者になった者は、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該変更の日まで納期の到来している分担金については、従前の受益者が納付するものとする。	第7条 受益者に変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を <u>市長</u> に届け出たときは、新たに受益者になった者は、当該変更の日をもって従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、当該変更の日まで納期の到来している分担金については、従前の受益者が納付するものとする。
2 (略)	2 (略)

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第8条 管理者は、納期限までに分担金を納付しない受益者があるときは、当該分担金にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第8条 市長は、納期限までに分担金を納付しない受益者があるときは、当該分担金にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第10条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者に対して、5万円以下の過料を科すことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第10条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者に対して、5万円以下の過料を科すことができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。</p>

【新旧対照表】

○福島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(供用開始の公示)</p> <p>第4条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公示しなければならない。公示した事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>(供用開始の公示)</p> <p>第4条 市長は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除すべき区域その他必要な事項を公示しなければならない。公示した事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>
<p>(排水設備の設置)</p> <p>第5条 排水施設の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により管理者の許可を受けた場合においては、この限りでない。</p>	<p>(排水設備の設置)</p> <p>第5条 排水施設の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により市長の許可を受けた場合においては、この限りでない。</p>
<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設、改造又は撤去（以下「排水設備工事」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が規程で定める排水設備の設置及び構造上の基準に適合することについて</p>	<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の新設、増設、改造又は撤去（以下「排水設備工事」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が規則で定める排水設備の設置及び構造上の基準に適合することについて</p>

改正後	改正前
<p>て、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。ただし、<u>管理者</u>が定める軽微な工事については、この限りでない。</p>	<p>て、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。ただし、<u>市長</u>が定める軽微な工事については、この限りでない。</p>
<p>(排水設備工事の実施) 第7条 排水設備工事は、福島市下水道条例（昭和46年条例第59号）第7条第1項の<u>管理者</u>の指定を受けた者でなければ行ってはならない。</p>	<p>(排水設備工事の実施) 第7条 排水設備工事は、福島市下水道条例（昭和46年条例第59号）第7条第1項の<u>市長</u>の指定を受けた者でなければ行ってはならない。</p>
<p>(排水設備工事の検査) 第8条 排水設備工事を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出て、検査を受けなければならぬ。</p>	<p>(排水設備工事の検査) 第8条 排水設備工事を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出て、検査を受けなければならぬ。</p>
<p>(使用開始等の届出) 第10条 使用者は、排水設備の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した（以下「開始等」という。）場合は、遅滞なく、その旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合も、同様とする。</p>	<p>(使用開始等の届出) 第10条 使用者は、排水設備の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した（以下「開始等」という。）場合は、遅滞なく、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合も、同様とする。</p>
<p>(使用料の徴収) 第11条 <u>管理者</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、2月分をまとめて隔月徴収する。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めたときは、別の方法による徴収又は毎月徴収することができる。 3 (略)</p>	<p>(使用料の徴収) 第11条 <u>市長</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 前項の使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により、2月分をまとめて隔月徴収する。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、別の方法による徴収又は毎月徴収することができる。 3 (略)</p>
<p>(汚水量の算定) 第14条 排水施設に排除した一般家庭以外の汚水の量（以下「汚水量」という。）の算定は、次に掲げるところによる。 (1) (略) (2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を考慮して<u>管理者</u>が認定する水量とする。 (3) (略)</p>	<p>(汚水量の算定) 第14条 排水施設に排除した一般家庭以外の汚水の量（以下「汚水量」という。）の算定は、次に掲げるところによる。 (1) (略) (2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用者の使用の態様を考慮して<u>市長</u>が認定する水量とする。 (3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p>
<p>第15条 管理者は、特に必要があると認めたときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>	<p>第15条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>
<p>(改善命令)</p>	<p>(改善命令)</p>
<p>第16条 管理者は、第6条の規定に違反している者に対し、排水設備工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>第16条 市長は、第6条の規定に違反している者に対し、排水設備工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p>
<p>(過料)</p>	<p>(過料)</p>
<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は管理者に提出する書類に虚偽の記載をした者</p>	<p>(4) この条例の規定に基づく届出を怠り、又は市長に提出する書類に虚偽の記載をした者</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p>第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>別表（第12条関係）</p>	<p>別表（第12条関係）</p>
<p>備考 「一般家庭以外」とは、事業所、学校、集会施設等の使用人員を確定することができない使用区分をいい、使用者の使用態様を考慮して使用者ごとに管理者が認定する。</p>	<p>備考 「一般家庭以外」とは、事業所、学校、集会施設等の使用人員を確定することができない使用区分をいい、使用者の使用態様を考慮して使用者ごとに市長が認定する。</p>

○福島市下水道条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第3章の3 都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理の基準 (第20条の3・<u>第20条の4</u>)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者（第4条の規定によつて設置すべき排水設備によらないで、直接又は間接に汚水を公共下水道に流入していると<u>上下水道事業管理者</u>（この号を除き、以下「管理者」という。）が認めた者を含む。）をいい、公共施設にあつては、その管理者をいう。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 使用月 下水道使用料徴収のため区分するおおむね1月の期間（その始期及び終期は規程で定める。）をいう。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>目次</p> <p>第3章の3 都市下水路の構造の技術上の基準及び維持管理の基準 (第20条の3 <u>第20条の4</u>)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者（第4条の規定によつて設置すべき排水設備によらないで、直接又は間接に汚水を公共下水道に流入していると市長が認めた者を含む。）をいい、公共施設にあつては、その管理者をいう。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 使用月 下水道使用料徴収のため区分するおおむね1月の期間（その始期及び終期は規則で定める。）をいう。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</p>

改正後	改正前
<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(排水施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるものほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の5 第3条の3に定めるものほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう< b>規程で定める措置が講ぜられていること。</p>	<p>(処理施設の構造の技術上の基準)</p> <p>第3条の5 第3条の3に定めるものほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう< b>規則で定める措置が講ぜられていること。</p>
<p>(排水設備の設置期間)</p> <p>第4条 法第10条第1項の規定により、義務者が排水設備（水洗便所の施設を除く。）を設置しなければならない期間は、同法第9条第1項の規定により公示した供用開始の日から6月以内とする。ただし、災害又は家屋等の建築のためその期間内に排水設備を設置することができないとき、その他管理者が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。</p>	<p>(排水設備の設置期間)</p> <p>第4条 法第10条第1項の規定により、義務者が排水設備（水洗便所の施設を除く。）を設置しなければならない期間は、同法第9条第1項の規定により公示した供用開始の日から6月以内とする。ただし、災害又は家屋等の建築のためその期間内に排水設備を設置することができないとき、その他市長が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。</p>
<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設又は改築（以下「新設等」という。）を行なうときは、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるとときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規程の定めるところによること。</p>	<p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第5条 排水設備の新設又は改築（以下「新設等」という。）を行なうときは、次の各号の定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備を公共ます等に固着させるとときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるところによること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 汚水のみを排除する排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div data-bbox="307 446 371 489" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p>(4) 汚水のみを排除する排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div data-bbox="1395 446 1459 489" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>
<p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除する排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div data-bbox="307 835 371 878" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>	<p>(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除する排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。</p> <div data-bbox="1395 835 1459 878" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(略)</div>
<p>(排水設備等の新設等の申請及び確認)</p> <p>第6条 排水設備又はこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、規程で定める軽易な修繕工事については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申請者は、同項の申請書及びその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面をもつて届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更</p>	<p>(排水設備等の新設等の申請及び確認)</p> <p>第6条 排水設備又はこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な修繕工事については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申請者は、同項の申請書及びその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面をもつて届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更に</p>

改正後	改正前
<p>にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもつて足りる。</p>	<p>にあつては、その旨を市長に届け出ることをもつて足りる。</p>
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（前条第1項ただし書の規定による軽易な修繕工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事（前条第1項ただし書の規定による軽易な修繕工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(指定の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 管理者は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。</p>
<p>(指定の基準)</p> <p>第8条の2 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 管理者は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第8条の2 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 市長は、第7条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。</p>
<p>(責任技術者の登録)</p> <p>第8条の4 管理者は、責任技術者についての登録を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第8条の5 第8条の3第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(責任技術者の登録)</p> <p>第8条の4 市長は、責任技術者についての登録を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の申請)</p> <p>第8条の5 第8条の3第1項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第8条の6 (略)</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障がいを有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、管理者にその旨を届け出るものとする。</p> <p>4 管理者は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p>	<p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第8条の6 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障がいを有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。</p> <p>4 市長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。</p>
<p>(責任技術者証)</p> <p>第8条の8 管理者は、第8条の6第1項に規定する登録資格を有する者から第8条の5の申請があつたときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 責任技術者は、第8条の6第4項の規定により登録を取り消されたときは責任技術者証を遅滞なく< b>管理者に返納し、又は同項の規定により登録の効力を一時停止されたときはその期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規程で定める。</p>	<p>(責任技術者証)</p> <p>第8条の8 市長は、第8条の6第1項に規定する登録資格を有する者から第8条の5の申請があつたときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 責任技術者は、第8条の6第4項の規定により登録を取り消されたときは責任技術者証を遅滞なく< b>市長に返納し、又は同項の規定により登録の効力を一時停止されたときはその期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(指定工事店証)</p> <p>第8条の9 管理者は、指定工事店として指定を行つた工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定工事店は、第8条の12第1項の規定により指定を取り消されたときは遅滞なく< b>管理者に指定工事店証を返納し、又は同項の規定によ</p>	<p>(指定工事店証)</p> <p>第8条の9 市長は、指定工事店として指定を行つた工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定工事店は、第8条の12第1項の規定により指定を取り消されたときは遅滞なく< b>市長に指定工事店証を返納し、又は同項の規定によ</p>

改正後	改正前
<p>り指定の効力を一時停止されたときはその期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規程で定める。</p> <p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第8条の10 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規程で定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第8条の11 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規程で定める事項に変更があつたとき、第8条の2第1項第4号ア、工若しくは才のいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第8条の12 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第9条 排水設備等の新設等を行なつた者は、その工事を完了した日から5日以内に、その旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p>	<p>指定の効力を一時停止されたときはその期間中指定工事店証を返納しなければならない。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(指定工事店の責務及び遵守事項)</p> <p>第8条の10 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則で定めるところに従い、適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第8条の11 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があつたとき、第8条の2第1項第4号ア、工若しくは才のいずれかに該当するに至つたとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第8条の12 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第9条 排水設備等の新設等を行なつた者は、その工事を完了した日から5日以内に、その旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第11条の2 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。</p>	<p>(排除の停止又は制限)</p> <p>第11条の2 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。</p>
<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 水道条例第15条の規定による申込み又は第22条の規定による届出を管理者にした者は、前項の届出をしたものとみなす。</p>	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第12条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 水道条例第15条又は第22条の規定による届出を水道事業管理者に提出した場合は、前項の届出があつたものとみなす。</p>
<p>(悪質下水排除開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量又は水質を変更しようとするとき又はその排除を休止し、廃止し、若しくは現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。</p>	<p>(悪質下水排除開始等の届出)</p> <p>第13条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を市長に届出なければならない。</p> <p>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量又は水質を変更しようとするとき又はその排除を休止し、廃止し、若しくは現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届出なければならない。</p>
<p>(代理人の選定)</p> <p>第14条 義務者は、市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、この条例に定める義務者に関する事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があつたときもまた同様とする。</p> <p>2 水道条例第16条第1項の規定による届出を管理者にした者は、前項の届出をしたものとみなす。</p>	<p>(代理人の選定)</p> <p>第14条 義務者は、市内に居住しないとき又は市長が必要と認めたときは、この条例に定める義務者に関する事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届出なければならない。代理人に変更があつたときもまた同様とする。</p> <p>2 水道条例第16条第1項の規定による届出を水道事業管理者に提出した場合は、前項の届出があつたものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 給水装置を共同で使用する場合の使用者又は管理者が必要と認めた者は、この条例に定める使用者に関する事項を処理させるため、その使用者のうちから管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更があつたときもまた同様とする。</p> <p>2 管理者は、前項の管理人が適当でないと認めたときは変更させることができる。</p> <p>3 水道条例第17条第1項の規定による届出を管理者にした者は、第1項の届出をしたものとみなす。</p>	<p>(管理人の選定)</p> <p>第15条 給水装置を共同で使用する場合の使用者又は市長が必要と認めた者は、この条例に定める使用者に関する事項を処理させるため、その使用者のうちから管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人に変更があつたときもまた同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の管理人が適当でないと認めたときは変更させることができる。</p> <p>3 水道条例第17条第1項の規定による届出を水道事業管理者に提出した場合は、第1項の届出があつたものとみなす。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第16条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を使用料として徴収する。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第16条 市長は、公共下水道の使用について、使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき算出される消費税の額に相当する額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき算出される地方消費税の額に相当する額を加えた額を使用料として徴収する。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2~4 (略)</p>	<p>2~4 (略)</p>
<p>(排水汚水量の算定)</p> <p>第17条 使用者が排除した排水汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を考慮して管理者が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる事業を営む使用者は、毎使用月ごとにその使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載し</p>	<p>(排水汚水量の算定)</p> <p>第17条 使用者が排除した排水汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を考慮して市長が認定する。</p> <p>(3) 製氷業その他の営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる事業を営む使用者は、毎使用月ごとにその使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載し</p>

改正後	改正前
<p>た申告書を管理者が指定する日までに提出しなければならない。この場合管理者は、その申告を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定する。</p> <p>(公共下水道の一時使用の場合の概算使用料の前納)</p> <p>第18条 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する者は、使用申込みの際、管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第19条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めた者については、使用料を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第20条 管理者は、使用料を算出するため、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>第20条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置を講ずること。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第20条の5 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p>	<p>た申告書を市長が指定する日までに提出しなければならない。この場合市長は、その申告を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定する。</p> <p>(公共下水道の一時使用の場合の概算使用料の前納)</p> <p>第18条 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する者は、使用申し込みの際、市長が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他市長が必要と認めたときに行なう。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第19条 市長は、天災その他特別の理由があると認めた者については、使用料を減免することができる。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第20条 市長は、使用料を算出するため、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>第20条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第20条の5 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(行為の許可)</p> <p>第21条 法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、<u>法第24条第1項の許可にあつては管理者に、法第29条第1項の許可にあつては市長に提出しなければ</u>ならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第21条 法第24条第1項及び法第29条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して提出し、<u>市長の許可を受けなければ</u>ならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第22条 法第24条第1項及び法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道若しくは都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、<u>それぞれ当該規定による許可を受けて</u>設けた施設又は工作物その他の物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、<u>当該許可を受けた</u>者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付隨して行うものとする。</p>	<p>(許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第22条 法第24条第1項及び法第29条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、<u>前条の許可を受けて</u>設けた施設又は工作物その他の物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、<u>前条の許可を受けた</u>者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付隨して行うものとする。</p>
<p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道若しくは都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、<u>公共下水道の敷地又は排水施設にあつては管理者に、都市下水路の敷地又は排水施設にあつては市長に対し、占用許可申請書を提出し、その許可を受けなければ</u>ならない。ただし、<u>占用物件の設置について法第24条第1項又は法第29条第1項の許可を受けた</u>ときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。</p>	<p>(占用)</p> <p>第23条 公共下水道若しくは都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して<u>市長の許可を受けなければ</u>ならない。ただし、<u>第21条第1項の許可を受けた</u>ときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。</p>
<p>2 <u>管理者又は市長（以下「管理者等」という。）</u>は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道又は都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行う事業で企業的性格を有しない事業に係る占用物件</p> <p>(3) 地方公共団体の行う事業に係る占用物件</p> <p>3 前項の占用料については、福島市道路占用料徴収条例（昭和46年条例第26号）の例による。</p>	<p>2 <u>市長</u>は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件</p> <p>(2) 国の行なう事業で企業的性格を有しない事業に係る占用物件</p> <p>(3) 地方公共団体の行なう事業に係る占用物件</p> <p>3 前項の占用料については、福島市道路占用料徴収条例（昭和46年条例第26号）の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>(占用の許可の取消し)</u></p> <p>第23条の2 管理者等は、法第38条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、前条第1項の占用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第24条 <u>第23条第1項</u>の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、<u>当該占用物件</u>を設ける目的を廃止したとき、<u>又は前条の規定により占用の許可を取り消された</u>ときは、当該占用物件を除却し、公共下水道<u>又は都市下水路</u>を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないと<u>管理者等</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>管理者等</u>は、前項の規定による原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第25条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次の各号の定めるところにより、手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 指定手数料 <u>1件につき5,000円</u> (2) 指定更新手数料 <u>1件につき2,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者等が</u>定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)~(7) (略) (8) 第6条、第12条、第13条又は第21条の規定による申請書、<u>申込書</u>、届出書又は添付書類に不実の記載をして提出した者</p>	<p>(原状回復)</p> <p>第24条 <u>前条第1項</u>の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき<u>又は当該占用物件</u>を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道<u>及び都市下水路</u>を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適當でないと<u>市長</u>が認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による原状回復について必要な指示をすることができる。</p> <p>(手数料)</p> <p>第25条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次の各号の定めるところにより、手数料を市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 指定手数料 <u>5,000円</u> (2) 指定更新手数料 <u>2,000円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は<u>規則で</u>定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)~(7) (略) (8) 第6条、第12条、第13条又は第21条の規定による申請書、届出書又は添付書類に不実の記載をして提出した者</p>

○福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>県北都市計画福島下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 <u>上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>は、この条例の定めるところにより公共下水道に係る都市計画下水道事業のうち公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区域の決定等)</p> <p>第3条 <u>管理者</u>は、都市計画法第62条第1項（同法第63条第2項について準用する場合を含む。）の規定により告示された公共下水道事業の事業地のうち、負担金を徴収しようとする区域を定め、これを遅滞なく公告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>	<p>福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 <u>福島市長（以下「市長」という。）</u>は、この条例の定めるところにより公共下水道に係る都市計画下水道事業のうち公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。</p> <p>(負担区域の決定等)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、都市計画法第62条第1項（同法第63条第2項について準用する場合を含む。）の規定により告示された公共下水道事業の事業地のうち、負担金を徴収しようとする区域を定め、これを遅滞なく公告しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(賦課対象区域の決定等)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、毎年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>(負担金の徴収猶予) 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>(負担金の減免) 第8条 (略) 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1)～(6) (略)</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い) 第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納入すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金) 第10条 管理者は、納期限までに、負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2・3 (略)</p> <p>(委任) 第11条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(負担金の徴収猶予) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>(負担金の減免) 第8条 (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1)～(6) (略)</p> <p>(受益者に変更があつた場合の取扱い) 第9条 第5条第1項の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納入すべき時期に至つているものは、従前の受益者が納付するものとする。</p> <p>(延滞金) 第10条 市長は、納期限までに、負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2・3 (略)</p> <p>(市長への委任) 第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>

2 議案第 118 号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件

住宅等の給水装置の設置等にあたり徴収する設計審査手数料等の取扱いについて明確化する改正を行う。

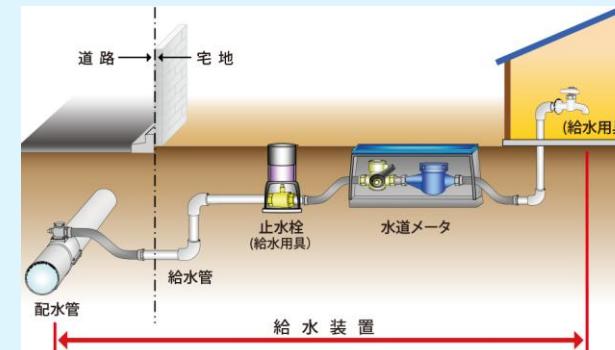
【主な改正内容】

- (1) 給水装置工事申請取消しの際に、設計審査手数料を徴収することを明確化
- (2) 給水装置の工事着手前に申請を取消した場合は、加入金・しゅん工検査手数料・分岐立会手数料を還付することを明確化

※給水装置とは？

⇒住宅等に水を供給するために、配水管と住宅等をつなぐ給水機器一式のこと

【条例施行予定日】 公布の日



【新旧対照表】

○福島市水道条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(給水用具の操作)</p> <p>第6条 水道メーター（以下「メーター」という。）、消火栓その他上 <u>下水道事業管理者（第21条第2項及び第24条第1項を除き、</u>以下「管 理者」という。）の定める給水用具は、管理者の指定する者のかこ れを操作してはならない。</p>	<p>(給水用具の操作)</p> <p>第6条 水道メーター（以下「メーター」という。）、消火栓その他水 <u>道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める給水用具は、管理</u> 者の指定する者のかここれを操作してはならない。</p>
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第7条 (略)</p>
<p>(申込みの取消し)</p> <p><u>第8条 前条の規定により工事の申込みをした者（以下「工事申込者」という。）が当該工事の申込みを取り消すときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2 工事申込者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに<u>至つた</u>ときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(申込みの取消し)</p> <p>[新 設]</p> <p><u>第8条 前条の場合において、工事申込者が次の各号の一に該当するにいたつたときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(新設等の費用負担)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、<u>工事申込者</u>の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</p>	<p>(新設等の費用負担)</p> <p>第9条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、<u>当該給水装置を新設、改造又は撤去する者</u>の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担するこ とができる。</p>
<p>(水量の認定)</p> <p>第30条 管理者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用水量を認定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(水量の認定)</p> <p>第30条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(加入金)</p> <p>第35条 (略)</p>	<p>(加入金)</p> <p>第35条 (略)</p>

改正後	改正前
2 (略)	2 (略)
3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に第7条に規定する工事の申込み（次条及び別表第4において「工事の申込み」という。）が第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第2号の規定により取り消されたものとみなされた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、これを還付することができる。	[新 設]
(手数料)	(手数料)
第36条 手数料の種類及び金額は、別表第4の左欄及び中欄のとおりとし、同表の右欄に掲げる時期に徴収する。ただし、別表第4第1号から第3号までに掲げる手数料については、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事承認後徴収することができる。	第36条 手数料は、別表第4の区分により徴収するものとし、設計審査手数料、しゆん工検査手数料及び分岐立会手数料については、工事承認の際徴収し、各種証明手数料については、交付請求の際徴収し、指定手数料については、指定申請の際徴収し、指定更新手数料については、指定更新申請の際徴収する。ただし、設計審査手数料、しゆん工検査手数料及び分岐立会手数料については、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事承認後徴収することができる。
2 既納の手数料は、還付しない。ただし、別表第4第2号及び第3号に掲げる手数料については、工事着手前に工事の申込みが第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第2号の規定により取り消されたものとみなされた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、これを還付することができる。	[新 設]
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
第39条 (略)	第39条 (略)
2 (略)	2 (略)
(給水の停止)	(給水の停止)
第40条 前条に規定するものほか、管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者又は管理人に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。	第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者又は管理人に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。
(1) 水道使用者等が第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第28条の私設消火栓料金、第35条第2項ただし書の規定により工事承認後徴収される加入金又は第36条第1項ただし書の規定により工事承認後徴収される別表第4第1号から第3号までに掲げる手数料を指定期限内に納入しないとき。	(1) 水道使用者等が第24条第2項の修繕費、第27条の料金、第28条の私設消火栓料金、第35条の加入金のうち同条第2項ただし書の加入金又は第36条の手数料のうち同条ただし書の手数料を指定期限内に納入しないとき。

改正後			改正前		
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
<u>別表第4 (第36条関係)</u>			<u>別表第4 (第36条関係)</u>		
種類	金額	徴収時期	区分	金額	
1 設計審査手数料	1件につき 800円	工事承認の際又は工事の申込みが第8条第1項の規定により取り消され、若しくは同条第2項第1号の規定により取り消されたものとみされた際	1件につき	800円	
2 しゆん工検査手数料	1件につき 3,000円（水圧検査を必要とする場合は、5,000円）	工事承認の際	区分	金額	
3 分岐立会手数料	口径75ミリメートル以上の分岐工事の立会い1件につき 8,000円	工事承認の際	水圧検査を必要とするもの	5,000円	
4 各種証明手数料	1件につき 300円	交付請求の際	水圧検査を必要としないもの	3,000円	
5 指定手数料	指定給水装置工事事業者の指定1件につき 10,000円	指定申請の際	区分	金額	
6 指定更新手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新1件につき 10,000円	指定更新申請の際	口径75ミリメートル以上	8,000円	
			4 各種証明手数料	300円	
			5 指定手数料 (1件につき)	10,000円	
			6 指定更新手数料 (1件につき)	10,000円	

3 議案第 109 号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第4号）

【給与改定内容】

①給 料 若年層に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員についてもすべての級において給料月額平均3.29%の引き上げを令和7年4月1日に遡及し実施する。

《初任給》	高校卒程度	12,600円引上げ	(210,600円)
	大学卒程度	12,200円引上げ	(242,500円)

②期末・勤勉手当（令和7年12月1日適用）

○特別職の期末手当

<現行>

区分	期末手当
6ヶ月	1.700月
12ヶ月	1.700月
計	3.400月



<改定後>令和7年12月期分

区分	期末手当
6ヶ月	1.700月
12ヶ月	1.750月
計	3.450月

<改定後>令和8年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当
6ヶ月	1.725月
12ヶ月	1.725月
計	3.450月

○一般職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
12ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
計	2.500月	2.100月	4.600月

0.05月増



<改定後>令和7年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
12ヶ月	1.275月	1.075月	2.350月
計	2.525月	2.125月	4.650月

<改定後>令和8年度以降分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.2625月	1.0625月	2.325月
12ヶ月	1.2625月	1.0625月	2.325月
計	2.525月	2.125月	4.650月

※均等配分

○再任用職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	0.700月	0.500月	1.200月
12ヶ月	0.700月	0.500月	1.200月
計	1.400月	1.000月	2.400月

0.05月増



<改定後>令和7年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	0.700月	0.500月	1.200月
12ヶ月	0.725月	0.525月	1.250月
計	1.425月	1.025月	2.450月

<改定後>令和8年度以降分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	0.7125月	0.5125月	1.225月
12ヶ月	0.7125月	0.5125月	1.225月
計	1.425月	1.025月	2.450月

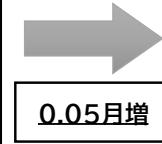
※均等配分

○会計年度任用職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
12ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
計	2.500月	2.100月	4.600月

0.05月増



<改定後>令和7年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.250月	1.050月	2.300月
12ヶ月	1.275月	1.075月	2.350月
計	2.525月	2.125月	4.650月

<改定後>令和8年度以降分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月	1.2625月	1.0625月	2.325月
12ヶ月	1.2625月	1.0625月	2.325月
計	2.525月	2.125月	4.650月

※均等配分

4 議案第 110 号 令和7年度福島市水道事業会計補正予算（第2号）

(1) 電子入札システム導入にかかる補正額 2,386千円 (単位 千円)

科目	当初予算	補正額	計
(款) 水道事業費用	7,540,051	2,386	7,542,437
(項) 営業費用	7,312,482	2,386	7,314,868
(目) 総係費	560,848	2,386	563,234

【提案内容】

令和8年度から電子入札システムを導入するための導入費用の追加
(福島市電子入札システムに上下水道局発注案件分を追加導入)

(2) 給与改定等に伴う補正額 △8,610千円

【福島市上下水道局企業職員 給与改定の概要】

令和7年福島県人事委員会勧告を基本に県及び市長部局に準じ、改定を行う。

【改定による補正額】 25,614千円

【その他の補正額】 △34,224千円 (児童手当補正額を含む)